

1 市有地等の刈草処理について

田中貞男議員の「市有地等の刈草処理について」のご質問にお答えいたします。

まず、1点目の市有地等の刈草の処理についてであります。

市有地等の維持管理で発生した刈草は、大内クリーンセンターで集積した後、積み替えしたものを香川東部溶融クリーンセンターへ搬入して溶融処理を行っているところでございます。

次に、2点目の年間で可燃ごみとして処理される刈草の量と処理費用についてであります。

大内クリーンセンターへ持ち込まれる刈草につきましては、家庭ごみ等を含む可燃ごみとして総量で計量しており、刈草のみの処理量は、正確に把握しておりません。また、処理費用につきましては、香川東部溶融クリーンセンターへ搬入した刈草を含む可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ全体の量に応じて負担金として支出しているため、刈草の処理費用のみを算出することは困難でございます。

次に、3点目の刈草処理の現状と今後の方針についてであります。

除草は、市有地等の公有財産を適正に維持管理する上で必要な作業である一方で、特に夏から秋にかけては、多くの刈草が大内クリーンセンターに持ち込まれております。今後ともダイオキシン類など有害な物質を発生させず、安全に処理するために香川東部溶融クリーンセンターにおける溶融処理を継続してまいります。

最後に、4点目の刈草の堆肥化についてであります。

現在、県内においても堆肥化に取り組んでいる自治体があることは承知しております。